

## 千葉県千葉海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	天羽漁業協同組合	富津市金谷地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度9分38.5876秒東経139度48分51.9316秒の点 イ 北緯35度9分37.4677秒東経139度48分16.8773秒の点 ウ 北緯35度9分22.2109秒東経139度48分18.1645秒の点 エ 北緯35度9分26.0257秒東経139度48分55.2636秒の点 オ 北緯35度9分38.3982秒東経139度48分45.9956秒の点 カ 北緯35度9分25.4268秒東経139度48分49.4371秒の点	定置漁業	あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、船舶航行上、垣網は、水面下五メートル以上沈下させて設置しなければならない。
定第2号	鋸南町保田漁業協同組合	安房郡鋸南町吉浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度8分04.0482秒東経139度48分57.0933秒の点 イ 北緯35度7分47.6556秒東経139度48分59.0029秒の点 ウ 北緯35度7分57.1664秒東経139度49分49.6129秒の点 エ 北緯35度8分08.4624秒東経139度49分48.1672秒の点	定置漁業	あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第3号	鋸南町勝山漁業協同組合	安房郡鋸南町竜島及び勝山地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度6分59.8503秒東経139度49分24.0531秒の点 イ 北緯35度7分05.3836秒東経139度48分52.0499秒の点 ウ 北緯35度6分51.1681秒東経139度48分49.9298秒の点 エ 北緯35度6分45.8331秒東経139度49分20.9551秒の点 オ 北緯35度6分52.6726秒東経139度49分22.4218秒の点	定置漁業	あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第4号	岩井富浦漁業協同組合	南房総市小浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度4分36.6597秒東経139度49分15.9013秒の点 イ 北緯35度4分49.8550秒東経139度48分26.9642秒の点 ウ 北緯35度4分33.9571秒東経139度48分21.4258秒の点 エ 北緯35度4分23.3398秒東経139度49分11.3680秒の点	定置漁業	あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第5号	西岬漁業協同組合 未来生活イノベーション 経済研究所株式会社	館山市浜田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯34度58分45.5688秒東経139度48分28.4446秒の点 イ 北緯34度59分36.1446秒東経139度48分01.4026秒の点 ウ 北緯34度59分32.7981秒東経139度47分39.4625秒の点 エ 北緯34度58分42.2114秒東経139度48分06.2145秒の点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第6号	波左間漁業協同組合	館山市波左間地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯34度58分36.8844秒東経139度47分21.2188秒の点 イ 北緯34度59分20.2977秒東経139度46分58.6183秒の点 ウ 北緯34度59分16.0503秒東経139度46分37.1811秒の点 エ 北緯34度58分32.6085秒東経139度47分0.1647秒の点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第7号	東安房漁業協同組合	南房総市千倉町瀬戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯34度58分17.6604秒東経139度58分23.0289秒の点 イ 北緯34度57分59.7444秒東経139度59分11.7134秒の点 ウ 北緯34度58分12.2384秒東経139度59分17.9138秒の点 エ 北緯34度58分30.6890秒東経139度58分25.3234秒の点	定置漁業	あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第8号	東安房漁業協同組合	南房総市千倉町白子地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯34度58分58.8680秒東経140度00分23.5119秒の点 イ 北緯34度59分24.9788秒東経140度00分38.3752秒の点 ウ 北緯34度59分46.2905秒東経139度59分40.0726秒の点 エ 北緯34度59分19.9455秒東経139度59分27.7715秒の点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第9号	東安房漁業協同組合 株式会社庄司政吉商店	南房総市和田町和田地 先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度1分24.8822秒東経140度01分20.1308秒の点 イ 北緯35度0分44.6043秒東経140度02分11.8102秒の点 ウ 北緯35度1分01.4256秒東経140度02分32.5109秒の点 エ 北緯35度1分43.9025秒東経140度01分31.2786秒の点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第10号	鴨川市漁業協同組合	鴨川市磯村地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度4分46.4132秒東経140度8分01.9674秒の点 イ 北緯35度5分05.5189秒東経140度8分26.1692秒の点 ウ 北緯35度5分31.4708秒東経140度7分52.6362秒の点 エ 北緯35度5分14.9205秒東経140度7分31.4646秒の点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第11号	鴨川市漁業協同組合	鴨川市磯村地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度5分13.3945秒東経140度7分51.9019秒の点 イ 北緯35度5分28.6606秒東経140度8分10.1508秒の点 ウ 北緯35度5分51.2103秒東経140度7分43.4156秒の点 エ 北緯35度5分36.9100秒東経140度7分25.3385秒の点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし